

事務局資料

(試験研究費の対象範囲 を巡る論点 (案) について)

2025年6月30日

イノベーション・環境局 研究開発課

論点 6：試験研究費の対象範囲を巡る論点（案）

論点（案）

- 研究開発税制は製造業の利用が多いが、**非製造業における研究開発をさらに対象**とするような制度改正を目指すべきか。その場合、どのような改正が考えられるか。
- 税制の適切な執行を前提に、簡素な手続きを実現するには、具体的にどのような手法が考えられるか。

（参考）

・平成29年度改正：研究開発税制は、製品の製造、技術の改良・考案・発明に係る試験研究費であって、自然科学に係るものが対象のところ、非製造業による新たなサービス開発に係る試験研究費を追加（第三者への提供を目的とするデータ活用等によるサービス開発）。①分析対象となるビッグデータの準備、②データの分析、③サービスの設計、④サービスの適用の4つのプロセスをすべて経る場合に、そのサービス開発のために必要となった費用を研究開発税制の対象とすることとした。

・令和3年度改正：「自社利用ソフトウェア」について、将来の収益獲得の蓋然性が高まれば、会計上も税務上も、費用計上ではなく資産計上となる。一方、それぞれの処理は保守的に行われているため、将来の収益獲得の蓋然性が微妙な時点においては、会計上は費用処理される（過度に利益を増やさない）が、税務上は資産処理される（過度に損金を増やして税務回避させない）ことになる。R3年度改正において、このギャップ部分について手当し、会計上は費用であるが税務上は資産としていた部分について、税務上は資産のままだが税額控除の対象とすることとした。

また、税制の対象となる試験研究費の見直しを行い、事務能率・経営組織の改善に係る費用として、税制の対象外とも一部で解釈されていた業務改善に係る研究開発費用やプロセスイノベーションに係る研究開発費用が対象となることの明確化を行った

・令和5年度改正：税制の対象となるサービス開発に係る試験研究費の要件として求められる「分析対象となるビッグデータの準備」については、サービス開発のために新規にデータを準備する必要があったところ、サービス開発を行う以前に収集・生成又は他者から取得していたデータを用いる場合であっても対象とすることとした。

また、性能の向上を目的としない、考案されたデザインに基づく設計・試作に係る開発業務については、税制の対象外とした。

会計上の研究開発費と税務上の試験研究費の概要

- 研究開発税制の対象となる試験研究費は、会計上の研究開発費の対象から、さらに租税特別措置法及び国税庁の通達により限定。

会計上の研究開発費

- 研究開発費には、人件費、原材料費、固定資産の減価償却費及び間接費の配賦額等、**研究開発のために費消されたすべての原価**が含まれる。
 - 研究：**新しい知識の発見**を目的とした計画的な調査及び探究
 - 開発：**新しい製品・サービス・生産方法**についての計画若しくは設計又は**既存の製品等を著しく改良**するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化すること

税務上の試験研究費

①製品開発、技術の改良・考案・発明

○対象となる費用＜要約＞

- 製品の製造又は技術の改良・考案・発明に係る試験研究^[1]を行うために要する原材料費、人件費^[2]、経費、委託費及び資産の取得費^[3]**

[1] 試験研究は、事物、機能、現象などについて**新たな知見を得るため**又は**利用可能な知見の新たな応用を考案するため**に行う創造的で体系的な調査、収集、分析その他の活動のうち**自然科学に係るものに限る**

[2] 専門的知識をもって当該**試験研究の業務に専ら従事する者**に係るものに限る

[3] 自社利用ソフトウェアの開発に要した費用の一部等

②役務の開発

○対象となる費用＜要約＞

- 対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として以下の4要件全てが行われる試験研究のために要する原材料費、人件費※、経費※及び委託費※及び資産の取得費^[3]**

※一定の要件あり。新たな役務は、その役務を提供する法人にとって従前に提供していない役務。

イ **ビッグデータの収集・取得**（要件あり）

□ 法人内においてデータサイエンスの**専門性があると認められた者**によって、**AI等の技術を用いてデータを分析**

ハ データ分析によって得られた一定の法則性を利用した新たなサービスを設計

ニ 当該サービスの再現性を確かめる

会計上の研究開発費になるが、試験研究費にならないもの

人文科学及び社会科学に係る活動

等

上記の要件を満たさない役務の開発

等

会計上の研究開発費ではない開発の例

将来の収益獲得又は費用削減につながる事が明らかなもの等繰延資産になるソフトウェア開発

試験研究費の範囲に関する改正経緯

(1) ソフトウェアの適用拡大

- 令和3年度改正において、「自社利用ソフトウェア」について、会計上は費用であるが税務上は資産としていた収益獲得の蓋然性が不明な開発について、税務上は資産のままだが税額控除の対象とすることとした。

(2) サービス開発の対象追加

- 平成29年度から、対価を得て提供する新たな役務の開発（サービス開発）に係る試験研究のうち、①分析対象となるビッグデータの準備、②データの分析、③サービスの設計、④サービスの適用の4つのプロセスをすべて経る場合に、そのサービス開発のために必要となった費用を研究開発税制の対象に追加。
- 令和5年度においては、サービス開発において税制の対象となる上で必要となる4つのプロセスのうち、データの準備について、新規にデータ取得する場合しか認められていなかったものを、既に別の目的で取得しているデータを活用する場合についても対象に追加。

(3) 一定の要件を満たす業務改善が適用できることの明確化

- 令和3年度の税制改正において、試験研究の範囲を明確化するため国税庁の法令解釈通達を改正し、経産省HPにおいて解釈に関するQ&Aを掲載することで、自社を実験場として技術の試行を行い、業務改善を目的とした作業の代替（短縮、省人力化）をするような業務改善にも資する技術の開発を行った場合や、自社に実装する業務改善を目的としたソフトウェアの開発を行った場合も技術の改良に係る試験研究として研究開発税制の対象となり得ることを明確化。

(1) ソフトウェアの適用拡大について

- 「自社利用ソフトウェア」について、将来の収益獲得の蓋然性が高まれば、会計上も税務上も、費用計上ではなく資産計上となる。一方、それぞれの処理が保守的に行われる場合、将来の収益獲得の蓋然性が不明確な時点においては、会計上は費用処理されるが、新たな機能の追加、機能の向上等に該当する場合は、税務上資産処理されることになる。
- R3年度改正において、このギャップ部分について手当し、会計上は費用であるが税務上は資産としていた部分について、税務上は資産のまま다가税額控除の対象とすることとした。
- 他方、日本では、本件が事業者に浸透していない可能性に加え、そもそも会計上、費用処理の範囲が限定的な適用となっているとの指摘がある。

【会計基準】

区分	自社利用目的のソフトウェア			市場販売目的のソフトウェア		リリース後のアップデート	
区分例	・ユーザーへサービス提供を行い、その対価を得るために自社で利用するソフトウェア ・業務管理等を目的に自社で利用するためのソフトウェア			・製品マスターを製作し、これを複製して不特定多数のユーザーに販売するパッケージソフトウェア		・プログラムの機能上の障害の除去 ・新たな機能の追加、機能向上	
判断基準 (会計)	ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減につながるか			研究開発 段階	研究開発終了後	機能の改良・強化を行う製作活動のための費用	
	つながらないことが 明らか	不明	確実に つながる		製品マスターの 製作原価		
会計処理	費用	費用	資産	費用	資産	資産	費用 (著しい改良)

【税務処理】

↑ 税会不一致の中、研究開発税制により調整

判断基準 (税務)	機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当	新たな機能の追加、機能の向上等に該当		機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に 該当	新たな機能の追加、機能の向上等に該当		
税務処理	損金	資産 (研究開発税制の対象)	資産	損金	資産	資産	資産 (研究開発税制の対象)

(2) サービス開発の対象追加について

- サービス開発は一定の要件を満たせば税制の対象となり得るが、事業者には認識が浸透していない可能性。

サービス開発

- ビッグデータを利用した新しいサービスを開発する場合には、一定の要件を満たすことで、そのサービスの開発のために必要となった費用を研究開発税制の対象にすることができます。
- 本制度によって、一般的な「ものづくり」の研究開発を行う製造業だけでなく、金融やITなど様々な業種において、税制の活用が可能となります。

※詳細は「サービス開発にかかるQ&A」もご参照ください こちらからもご確認いただけます ▶
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/about_tax.html



サービス開発として必要となるプロセス

以下の4つのプロセスをすべて経る場合（②～④はサービス開発を目的として行った場合）に本制度を利用可能

プロセス①：分析対象となるビッグデータの準備

以下のいずれかの方法によって分析対象のデータを準備する

- 大量のデータを自動的に収集できる機器または技術を用いてデータを収集（外部委託による収集も可能）
- 大量のデータを自動的に収集できる機器または技術を用いて収集されたデータを取得（外部からの購入や提供を想定）
- 過去に収集・生成されたビッグデータ（他者から取得したデータを含む）を利用

プロセス②：データの分析

法人内においてデータサイエンスの専門性があると認められた者によって、AI等の技術を用いてデータを分析

プロセス③：サービスの設計

データ分析によって得られた一定の法則性を利用した新たなサービスを設計

プロセス④：サービスの適用

当該サービスの再現性を確かめる

対象となる試験研究費

- ①～④のプロセスがすべて行われる試験研究を行うために要する原材料費、人件費及び経費（※）
- 他の者に委託して試験研究を行う法人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用

※ サービス開発に係る人件費については、以下の者を対象とするものに限る。
・情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理に関して必要な知識を有すると認められる者（情報解析専門家）であり、その専門的な知識をもってサービス開発に係る試験研究の業務に専ら従事する者
※ 過去に収集・生成、取得したビッグデータを使用する場合、その収集・生成に要した費用や研究開発目的でないデータの取得の際にかかった費用について、試験研究費には入らない。

活用が想定される事例

事例①：人流分析ツール

- スマホアプリユーザー等から取得した位置情報をもとに、分単位の位置情報、移動方向などの情報を分析し、それぞれの居住エリア・勤務エリア等の情報を推定。密に伴う感染症の感染予測、マーケティングや需要予測、観光調査などに活用。

事例②：防災・減災の支援ツール

- 保険事業によって蓄積された過去の災害時のデータをもとに、降雨データ、SNSへの投稿内容などを分析し、エリア毎の洪水リスクや予想被害を可視化。自治体の防災・減災対策に活用。企業向けにもより幅広いリスクに対するソリューションの提供。

(3) 一定の要件を満たす業務改善が適用できることの明確化

- 令和3年6月の国税庁の法令解釈通達において、業務改善にも資する研究開発についても試験研究となり得ることが明確化されている。他方、事業者には、そうした認識が浸透していない可能性

＜抄＞ 国税庁法令解釈通達の解説（令和3年6月25日付）

本通達の(3)は、従前国税庁 Q&A において、事務能率・経営組織の改善と言っていたものについて、元来、自然科学に係る試験研究に該当するものを除く趣旨ではないことを明らかにするために、改めて、対象とならない活動を明確にする見直しを行ったものである。無駄となった事務を止めるなどの事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成を例えばフラット化する若しくは事業部制を採用するなどの変更については、自然科学に係る試験研究とはいえない。一方で、技術の開発過程において、自社を実験場として技術の試行を行った場合に、人が今までに担ってきた作業の代替（短縮、省人力化）をするような業務改善にも資する技術の開発を行った場合については、当然試験研究性がある。（中略）

本通達の(8)では「既存の」と、本通達の(9)では「既存製品の」及び「完成品の」としているが、職員が手作業で各所からデータを収集し、分析を行っている作業について、収集すべきデータを特定し、自動で収集するアルゴリズムの開発を行い、これを特定のソフトウェアや自動ロボットとして実装する場合は製品の開発に係る試験研究になり、自社内のプロセスの中に実装する場合は技術の改良に係る試験研究となり得ることを踏まえ、これらのような表現としている。

＜抄＞ 国税庁法令解釈通達

42 の 4(1)－2 措置法第 42 条の 4 第 8 項第 1 号イ(1)に規定する試験研究には、例えば、次に掲げる活動は含まれない。

(1) (2) 略

(3) 事務員による事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成の変更

(4) ～ (7) 略

(8) 完成品の販売のために行うマーケティング調査又は消費者アンケートの収集

(9) 既存の財務分析又は在庫管理の方法の導入

(10) ～ (16) 略

(3) 一定の要件を満たす業務改善が適用できることの明確化

- 令和3年度税制改正においては、自社の業務プロセスの中で実装するソフトウェアの開発やプロセスイノベーションの扱いについて、よくある質問として、解釈を明確化し、自社利用であっても技術の改良に係る試験研究となり得る旨を示している。

＜抄＞試験研究費の解釈に関して、よくある質問

Q1. 自社の製品開発について、試作品は完成したものの、その後、量産化・実用化に向けて、開発研究を進めています。会計基準上は、「製品を量産化するための試作」は「研究・開発」に含まれない例として掲げられていますが、この場合の開発研究に要した費用は、税制の対象になりますでしょうか？

A1. 試作品が完成していたとしても、更なる研究開発が必要な場合であれば、税制の対象になり得ます。租税特別措置法関係通達では、少量生産は可能であるものの、大量生産することが難しいような生産技術も存在し、量産を行う前に更なる研究開発が不可欠である場合も存在することを踏まえ、対象とならない例について、「生産方法、量産方法が技術的に確立している製品を量産化するための試作」という表現を用いています。（「令3.6.25付法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）趣旨説明」）なお、会計基準においても、「製造現場で行われる改良研究であっても、それが明確なプロジェクトとして行われている場合には、開発の定義における「著しい改良」に該当するものと考えられる。」として、製造現場で行われている活動であれば、ダメ、といった考え方は、示されていないようです。（「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年3月13日 企業会計審議会））

Q2. 自社工場において、熟練工が手作業で行っていた工程を、独自のアルゴリズムを構築し、実装するためのソフトウェアやロボットを開発した場合、その開発に要した費用は税制の対象になりますか？

A2. 独自のアルゴリズムの開発や、それを動かすためのソフトウェアやロボットを開発する行為は、応用研究・実用化研究に合致し、税制の対象になり得ます。他方で、既に第三者が開発したソフトウェア等を、単に導入するだけの行為は、税制の対象とならない可能性があります。既に開発されたソフトウェア等であっても、その導入にあたって、新たな試行錯誤や、結果の不確実性等の試験研究要素がある場合は、税制の対象になり得ると思われます。その場合、租税特別措置法の条文との関係では、自社内の改善にとどまった場合は、「技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究」に該当し、開発したソフトウェアやロボットを他社に販売した場合は、「製品の製造に係る試験研究」に該当すると思われます。（「令3.6.25付法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）趣旨説明」）

(3) 一定の要件を満たす業務改善が適用できることの明確化

＜抄＞ 試験研究費の解釈に関して、よくある質問

Q3. 企業の財務分析や経営管理を便利にするサービスを開発しています。開発行為は税制の対象になりますか？

A3. 例えば、企業の職員が手作業で各所からデータを収集し、分析を行っている作業について、収集すべきデータを特定し、自動で収集し、解析するためのアルゴリズム及び当該仕組みを実装するためのソフトウェアの開発を行っているような場合、完成品を第三者に提供する場合は、製品の開発に係る試験研究になり、自社内の業務プロセスの中に実装する場合は技術の改良に係る試験研究となり得ると思われます。（「令3.6.25付法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）趣旨説明」）

Q4. 顧客のインターネットアクセスを自動で解析し、顧客に最適な商品提案を行うためのソフトウェアを開発していますが、税制の対象になりますか？

A4. 独自にアルゴリズムの開発を行い、これを特定のソフトウェアとして実装すれば製品の開発に係る試験研究となり得ます。また、同種のソフトウェアを開発し、自社内プロセスにおいて実装した場合は、技術の改良に係る試験研究となり得ます。（「令3.6.25付法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）趣旨説明」）

研究開発における文理融合の進展

- 近年の社会課題の複雑化により、人間や社会の総合的理解と課題解決に資する「総合知」の創出活用がますます重要となっており、科学技術・イノベーション政策の方向性として「総合知による社会変革」が打ち出されている。
- 東京大学においては、2027年秋に文理融合型で5年間一貫の教育課程（カレッジ・オブ・デザイン）を新設する方針を示している。

文理融合課程の創出例



UTokyo College of Designは、学士・修士の5年プログラム*です。東京大学の有する多様な学術知とイノベーション手法としてのデザインの学びがプログラムの柱です。

学生は独自に開発された世界水準の学術プログラムを学びながら、自らの関心に従って知識を深め、批判的に考える力を養います。

デザインにおいては、ユーザー理解、コンセプトメイク、プロトタイピング、データ活用、ストーリーテリングなど、イノベーションのためのスキルと柔軟な思考力を磨きます。

また、多様な学術の学びは、Interdisciplinary Perspectivesと呼ばれる5つの領域「Environment & Sustainability」「Technology Frontiers & AI」「Governance & Markets」「Healthcare & Wellbeing」「Culture & Society」において自ら学びのパスを構築し、多様な知を身に付けます。

さらに、個人プロジェクト、グループプロジェクト、長期インターンシップなどによる実践を通して、知の定着に取り組みます。スタジオでの活動を中心に、学内外の様々な人々と交流する機会が提供されます。

COLLEGE
OF DESIGN

(参考) 非製造業における研究開発への認識

- 研究開発の専門部署を持つ企業の多くは、当該部門の費用全額を研究開発費として計上し、その中から研究開発税制の対象経費となる「試験研究費」を抽出（間接部門の人件費等を控除）。非製造業は、研究開発の専門部署を持たない傾向。
- また、研究開発の専門部署ではない部門の中で研究開発を行うこともあるが、研究開発税制の適用を受けるためには、当該部署の「試験研究費」を抽出するため、研究者や研究に要した費用の特定を始め、集計作業等が必要となる。
- 一般的に、非製造業は、製造業と比べて、売上高研究開発比率が低いため、経営上、研究開発税制の適用優先度は高くない傾向。
- さらに、「非製造業は研究開発を行わないと思われるため適用は慎重に判断している」、「非製造業の研究開発が、自然科学に係るものであるかどうか判断に迷う場合は計上を控えている」、「これまで適用を受けていない税制優遇を受ける場合は、ミス無く計上するために多くのコストを要するため大きなメリットが必要」といった声も聞かれている状況。

売上高研究開発比率 (総務省「科学技術研究調査」)

製造業平均	4.56%
非製造業平均※	1.32%

※ (自己負担研究開発費) ÷ (研究開発を行った企業の総売上高) にて計算。
金融業、保険業は統計上総売上高の集計を行っていないため除いている。

出典：総務省 「科学技術研究調査」、スピーダ

研究開発費の開示状況 (東証プライム市場上場企業)

	研究開発費を開示	開示無し
製造業	97.4%	2.6%
非製造業	40.2%	59.8%

※ 有価証券報告書において研究開発費を計上している企業によって区分

【論点】 6. 試験研究費の範囲について

- これまでの「ソフトウェアの適用拡大」、「サービス開発の対象追加」、「一定の要件を満たす業務改善が適用できることの明確化」が事業者に浸透していない可能性。普及・浸透に向けた更なる努力が必要。
- その上で、近年、文理融合が進む中、製造業・非製造業ともに「自然科学に係るもの」の判断が難しくなっている可能性。これを踏まえ、実施すべき施策は何か。

(参考) 自然科学に係るものと判断することが難しい可能性のあるR&D例

事例①

金融業におけるリスク評価のための「金融数学」や「金融工学」に関する研究

- 株価、財務データから機械学習により、リターンを予測するモデル構築
- ニュースを元に株価データと関連付けし、ニュースによる相場動向への影響を算出。それを元に翌日の超過リターンを予測。

事例②

心理学の知見を活用した高齢者向け運転支援サービスの開発

- 注意喚起や運転行動への示唆などの「運転中の支援」に加え、運転後にも運転評価などの「振り返り支援」を行うことで、ドライバーに危険な運転への気付きを与え安全運転を促す。
- 同研究開発には、大学の心理学系の研究者が参加し、ロボットが運転者に与える心理的影響等についても検証。

事例③

心理学、人間関係学、行動社会学の知見を活用したセラピー向けロボットの開発

- 心理学、人間関係学、行動社会学など人文社会科学関係の知見や医学関係の知見を活用し、ロボットの開発と導入によって人の心理に与える影響等を検証。
- 研究開発の成果により、アニマルセラピーと同等のセラピー効果等をもつロボットの開発に成功。

⇒ 明確化が必要ではないか

(参考) フラスカティ・マニュアルの概要と研究開発の定義

- R&Dの統計整備のためにOECDが1963年に作成したマニュアル。
- 研究開発を測定し、統計を作成するためのデファクトスタンダードとなっており、欧州各国を中心として、研究開発税制や補助金等における「研究開発」の定義として参照・引用されている。
- 最新版は2015年に公表された第6改訂版。



研究開発の定義

- フラスカティ・マニュアルでは研究開発を以下のように定義している。
「研究開発とは、**知識ストック（人文社会に関する知識を含む）を増やすため、および既存の知識の新たな適用方法を考案するための、創造的で体系的な活動**から構成される。」
- 研究開発の基準：フラスカティ・マニュアルでは、研究開発は、少なくとも原理的には以下の5つの基準が満たされるとしている。
①新しい（novel）、②創造的（creative）、③不確実（uncertain）、④系統的（systematic）、⑤移転可能（transferable）・再現可能（reproducible）
- 研究開発の分類：基礎研究・応用研究・**試験的開発**の三段階で定義される。
「試験的開発とは、**研究および実務経験から得た知識をもとに、さらに追加的な知識を生み出す体系的な作業**。研究および実務経験から得た知識を活用し、**新たな製品またはプロセスの製造、あるいは既存の製品またはプロセスの改良に向けた追加的な知識を生み出す体系的な作業**である。」

(参考) フラスカティ・マニュアルの概要と研究開発の定義

フラスカティマニュアルにおける新規性の基準

新規性

○新規性

➤ (前略) 企業セクター (フラスカティ・マニュアルのセクターは第3章で定義) では**研究開発プロジェクトの潜在的な新規性は、その産業における既存の知識ストックとの比較によって評価されなければならない**。プロジェクト内の研究開発活動は、事業にとって新しい知見をもたらすものでなければならず、すでに産業界で使用されているものであってはならない。**知識を得る手段として、コピー、模倣、リバースエンジニアリングを行う活動は、新規性がないため、研究開発から除外される**。(中略) **新製品や新プロセスの設計に関連する新しいコンセプトやアイデアの開発を支援する知識の創造を目的とした実験的開発プロジェクトは、研究開発に含まれるべきである**。(後略)

製品・サービスの開発・改善に係る イノベーションを行った企業とそうでない企業の生産性水準の差

	全産業	製造業	サービス産業
新製品・新サービスの開発	6.14	5.58	11.72
既存製品・サービスの改善	8.66	10.07	12.58

※数字は%

(参考) 試験研究費の対象とならない活動

- 令和3年度税制改正においては、フラスカティマニュアルにおいて研究開発から除外されていたリバースエンジニアリング等の模倣を目的とする活動が税制の対象外であることを明確化している。
- 令和5年度税制改正においては、性能向上を目的としない製品開発の一貫で行われるデザインの考案など、技術の改良・考案等とはいえないものを明確化している。

＜抄＞ 国税庁法令解釈通達

42の4 (1) -1 措置法第42条の4 第19項第1号イ(1)に規定する試験研究とは、事物、機能、現象などについて新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う創造的で体系的な調査、収集、分析その他の活動のうち自然科学に係るものをいい、新製品の製造又は新技術の改良、考案若しくは発明に係るものに限らず、現に生産中の製品の製造又は既存の技術の改良、考案若しくは発明に係るものも含まれる。

42 の4(1)-2 措置法第42条の4 第8項第1号イ(1)に規定する試験研究には、例えば、次に掲げる活動は含まれない。

(1) 人文科学及び社会科学に係る活動

(2) リバースエンジニアリング（既に実用化されている製品又は技術の構造や仕組み等に係る情報を自社の製品又は技術にそのまま活用することのみを目的として、当該情報を解析することをいう。）その他の単なる模倣を目的とする活動

(3) 事務員による事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成の変更

(4) 既存のマーケティング手法若しくは販売手法の導入等の販売技術若しくは販売方法の改良又は販路の開拓

(5) 性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として行うデザインの考案

(6) (5)により考案されたデザインに基づき行う設計又は試作

(7) 製品に特定の表示をするための許可申請のために行うデータ集積等の臨床実験

(8) 完成品の販売のために行うマーケティング調査又は消費者アンケートの収集

(9) 既存の財務分析又は在庫管理の方法の導入

(10) 既存製品の品質管理、完成品の製品検査、環境管理

(11) 生産調整のために行う機械設備の移転又は製造ラインの配置転換

(12) 生産方法、量産方法が技術的に確立している製品を量産化するための試作

(13) 特許の出願及び訴訟に関する事務手続

(14) 地質、海洋又は天体等の調査又は探査に係る一般的な情報の収集

(15) 製品マスター完成後の市場販売目的のソフトウェアに係るプログラムの機能上の障害の除去等の機能維持に係る活動

(16) ソフトウェア開発に係るシステム運用管理、ユーザードキュメントの作成、ユーザースUPPORT及びソフトウェアと明確に区分されるコンテンツの制作